

平成19年6月11日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 水田廣行  
(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

### 第9種優先株式の当初引換価額等決定に関するお知らせ

平成19年6月5日に発行された第9種優先株式（以下「本優先株式」といいます）の当初引換価額<sup>(注1)</sup>、当初強制引換価額<sup>(注2)</sup>及び下限引換価額が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本優先株主が取得請求権を行使できるのは、平成20年6月5日以降の期間であって、株価が取得請求制限<sup>(注3)</sup>を超える等の条件を満たす場合のみです。

- (注1) 引換価額とは、本優先株式の株主が本優先株式に付された取得請求権を行使した場合に、本優先株式と引換えに本優先株式の株主に対して交付される普通株式の数を計算する際に用いられる価額（いわゆる転換価額）のことをいいます。
- (注2) 強制引換価額とは、当社が本優先株式に付された取得条項を行使した場合に、本優先株式と引換えに本優先株式の株主に対して交付される財産を計算する際に用いられる価額のことをいいます。
- (注3) 取得請求制限とは、取得請求権が行使可能となるために満たすべき株価の制限のことをいいます。本優先株式においては、発行後5年間等の一定期間は、株価が直前四半期の最終30連続取引日のうちいずれか20取引日に渡って当初引換価額の115%以上とならない限り、本優先株主は取得請求権を行使することが出来ません。

### 記

#### 1. 当初引換価額及び当初強制引換価額 332,465 円<sup>(注4)</sup>

(注4) 当初引換価額及び当初強制引換価額は、以下の算式により算出されています。

$$\text{基準価格} \times 1.15$$

基準価格とは、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日（ただし、本優先株式の要項に定める計算除外日を除く）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいいます。

#### 2. 下限引換価額 86,730 円<sup>(注5)</sup>

(注5) 下限引換価額は、以下の算式により算出されています。

$$\text{基準価格} \times 0.3$$

以 上